

平成26年度人権に関する国家公務員研修

日時；平成26年9月17日（水）

演題；「同和問題に、今、何が問われているか」

講師；ジャーナリスト・元総務庁地域改善対策協議会委員 稲積謙次郎氏

ただ今、ご紹介いただいたように、私は新聞記者出身ですので、私自身がこの足で様々な人権・差別の現場に関わって参りました体験を踏まえて、頭で考えるというよりは、この足で考えた人権・同和問題についてお話をさせていただきます。

先日、ある企業の人権・同和問題研修会に講師に招かれて行きました。突然、主催者からこんな質問がありました。「もう今は同和ではなくて、人権でしょう」。私はとっさに、意味が分からなかったので問い返しました。「あれっ、同和問題は、人権問題ではないのでしょうか」と。相手の方もハッと何か気づかれたようで、顔を赤らめ、黙り込んでしまいました。これが端的に物語るように、今日、「同和」と「人権」という言葉をめぐって、どうも混迷しているようです。これについては、あとで詳しく触れます。

○地対協意見具申が提言した二本柱

同和对策事業は国および地方公共団体によって、33年間、約14兆円という資金を投入して、被差別部落の環境改善に取り組んできました。私も元総務庁地域改善対策協議会委員を仰せつかりましたが、平成8年の地対協意見具申によって特別対策としての同和对策事業が一般対策に切り替わりました。ハード面の事業に関しては一応の目的を達したので、これからはソフト面の対策に重点を置くべきだとし、特に、意見具申は、これからの方向性につて、二つの柱を提言したのです。

一つの柱は人権教育啓発の推進、二つ目の柱は人権侵害の救済です。人権教育啓発の推進については、平成12年に「人権教育啓発推進法」ができ、その中で「国および地方公共団体は人権教育啓発に関する施策を推進する責務があること、また国民は人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努める責務があること」が法に明記されました。しかし、もう一つの柱の人権侵害の救済制度の方は、まだ陽の目を見ておりません。

○「同和問題はもう終わった」のか？

平成14年には、地域改善に関わる財政上の特別措置法が失効しました。つまり、特別措置法時代は終わったわけです。それから12年経ちました。ところが、「法の失効」という言葉が独り歩きをして、「同和問題は、もう過去の問題であり、これからは人権の世の中だ」と、まるで「同和」と「人権」が違う概念であるかのような誤解が世間に生じたわけです。特措法時代には、行政は特別対策事業を推進するので、同和对策課など特別なセクション

で取り組んできましたが、今は、同和という名称から人権に、自治体の部署の名称も変わりました。しかし、同和問題が過去の問題になったというのは、認識の大きな間違いです。同和問題は、まぎれもなく現実の問題であり、まさに、日本が抱える世界に恥ずべき重要な人権問題であることに変わりはないのです。部落差別は、決してなくなったわけではありません。私どもは、地対協の意見具申の中で、こういう文言を入れました。

国際化の時代を迎えて、「日本が世界に対して人権に関する何らかの役割を果たそうとするならば、まず、足元とも言うべき国内において、部落差別を初めとした様々な人権課題を早急に解決することがわが国の国際的責務である」と強調しました。それなくして、偉そうに国際社会に向かって人権問題について発言する資格はないと言っても過言ではないでしょう。

この「国際的責務」という認識を、ぜひ国家公務員の皆さま方には持っていただきたいと冒頭でお願いしたいと思います。

○法の下での平等原則に立ち返る

さて、特別対策から一般対策に切り替わったというのはどういう意味か。地対協の意見具申の中で、「特別対策から一般対策への移行ということは、同和問題解決への取り組みの放棄を意味するものではない」と、わざわざ釘を刺しました。公務員の皆さん方は、当然、そういった法の流れについてご存知だと思いますが、世間一般では、「法律がなくなったのだから、同和問題はもうおしまいだ」と思い込んでいる人々が少なくないのです。何もかも、法的根拠がなくなったかのような錯覚に陥っています。しかし、特別対策から一般対策に切り替わったということは、憲法 14 条の法の下での平等原則に立ち返ったという意味です。（注・憲法 14 条「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において差別されない」）

「同和問題の解決は、国の責務であり、国民的課題である」と謳った、同和行政の憲法とも言われる同和对策審議会答申が出て、それに基づいて、本格的な同和对策事業が始まったわけです。それまでは、本来、法の下に平等である施策が行われるべきであったのに、残念ながら、行政の現場においても同和地区に光が当たりませんでした。一般的な法の光が当たらなかつたから、あえて、特別対策によって重点的に地域改善が行われたわけです。その一定の目的を達したのならば、法の下での平等原則に立ち返って、法の光が、これからも一般対策として被差別部落に当然等しく当たるべきであるということです。決して法的根拠がなくなったわけではありません。

○私の「人権同心円」論

さて、私は地対協委員の時代から「人権同心円論」ということを唱えてきました。今ま

では、ともすれば様々な人権が横並びにバラバラに認識されていました。法務省は、26年度の人権課題の重点目標として、17項目の課題を取り上げています。そこには、新しい人権課題として北朝鮮の拉致問題や東日本大震災に関わる人権侵害、性同一性障害の問題など様々な医学的な問題も生じています。それら様々な人権課題というものがバラバラに認識されていますと、いろいろな問題が出てきます。

私は、様々な人権問題というのは、人権という中心軸にコンパスの針を立てて描いた円の中に、同心円の関係で存在すると思います。よく木の年輪にも例えますが、様々な人権問題というものは、木の年輪のように同心円の関係で存在します。あくまで人権という根っこは一つです。

私は、福岡県筑豊の同和問題講演会の講師に招かれたときに、恥ずかしい体験をしました。九州に多いのですが、部落民の起源は豊臣秀吉が朝鮮に侵攻したときに諸大名が朝鮮から連れ帰った捕虜の子孫であるという、いわゆる異民族起源説があります。その説がいかに誤りであるかという話をしました。

終わって、会場の一人の女性が手を挙げて立ち上がりました。「私は、被差別部落の女です。今、先生から部落の起こりについて朝鮮人捕虜説の誤り、異民族起源説の誤りについてご説明をいただき、学問的には大変勉強になりました。しかし、これだけは、一言、言わせていただけませんか」と前置きして、その女性は言いました。「私は、例え朝鮮人の捕虜の子孫であっても、いっこうに構いません。朝鮮人の捕虜の子孫であろうがなかろうが、ただ一人の人間として絶対に差別されるいわれはないのです。これだけを信じて、今まで生きてきました」。その言葉をお聞きしたときに、私は知識をあれこれ語りながら、人権問題の本質に言及し得なかった自身の未熟さに気づかされ、壇上に立ちすくむ思いをした覚えがあります。

○新たに社会問題化した戸籍盗用や土地差別事件に見る現実

さて、先ほども同和問題は紛れもない現実の問題だということを申し上げました。いくつかの最近の典型的な差別事象について述べます。平成15年から1年半にわたって差別的な葉書やビラが400枚以上も全国的にばらまかれた事件がありました。標的は部落の人に始まり、障害者、在日朝鮮人、ハンセン病元患者へとエスカレートしました。中に特定の被差別部落の人を攻撃したことが発覚し、34歳の男性が名誉棄損で逮捕され、実刑2年の判決を受けました。公判で男性が供述した動機は、「大学を出て、公務員試験を受けたが、落ちた。以来、10年間、定職につけなくて悶々とし、図書館に通って本を読みあさるうちに、被差別部落の人が寄稿した雑誌が目についたので、最初のターゲットにした。さらに、同和利権に関する暴露本を読んで、部落の人たちは利権ばかりあさっている悪い連中だ」という先入観を持った。またインターネット上の様々な差別書き込みから断片的な知識を得て、それが偏見を抱く元になった。もちろん、部落の人に会ったこともなく、実態も知ら

ない。ただ、自分のうっぶん晴らしにやった」と言うのです。

最近の事件では、土地差別調査問題というものがあります。一番大掛かりなものは、平成 19 年、大阪府で、広告会社とリサーチ会社、デベロッパーの三者が結託して、マンション建設予定地の土地柄を調査しました。そして、そこは「下位地区で、いろいろ厄介な問題があり、あまり芳しくない地区だ」とか、間接的に同和地区であるということを表示した報告書をデベロッパーに配布していました。しかも、過去 2、30 年にわたってそういう調査が続けられてきたという事実が露見しました。みんな大手の業者です。新たな地名総鑑事件です。これが問題になって、大阪府では、全国で初めて土地差別調査を規制する条例ができました。

私が住んでいる福岡県では、条例ではなく、県が「宅地建物取引に関わる人権上の諸問題に対する指導指針」という新たな行政指針を策定し、宅地建物取引業者に対して、知事通達を出しました。業者たちにアンケート調査をしてみますと、同和地区かどうかを調べることは人権上問題であり、好ましくないことだという認識はあるのですが、客から聞かれば答えないわけにはいかない。商売に差し支えるということで、市町村の窓口で業者が出向いて、そこが同和地区かどうか、尋ねていました。しかし、行政指針を県がきちんと作って、知事通達を出せば、業者がお客さんに堂々と断りやすいということです。「これは人権侵害で知事通達も出ています。県から強く指導を受けています」というふうに業者が断わりやすいバックボーンを与えようということです。そういう土地差別事件は全国的にあちこちで起こっています。ユーザーが、その地区のマンションや土地を買おうと家族の結婚や就職に差し支えるという結婚差別や就職差別の背景があるわけです。ニーズのないところには、そういう差別調査はあり得ません。ですから、業者に対する指導の徹底だけでなく、市民啓発も大切です。

もう一つ、これは平成 23 年に発覚した大掛かりな戸籍謄本などの不正取得事件です。ある自称法務事務所に所属する弁護士、行政書士、司法書士が職権で戸籍謄本などを取得して、興信所などに 1 件 1 万円で売りさばいていました。不正取得された戸籍謄本等は、全国で約 1 万件にのぼり、ほとんどが身元調査に使われていました。最初、愛知県警が摘発に乗り出し、全国で 36 人が芋ずる式に逮捕されました。自治体では、その事件をきっかけに、自分が知らない間に戸籍が不正取得されて悪用されることのないように、これまでに 400 を超える自治体が本人通知制度というものを採用しています。

○インターネット上のデジタル差別

そして、何よりも、インターネット上では、差別書き込みが飛び交っています。皆さんは、もちろん、昭和 50 年に発覚した全国部落地名総鑑事件をご存知でしょう。興信所がつくったものが 3 万円から 5 万円の高値で売られ、大企業もこぞって購入したのです。国会でも問題になりました。その地名総鑑事件が終わったと思ったら、今度は電子版の地名総

鑑がネット上に出回っています。しかも手が込んでいます。プロバイダーは外国経由です。だから、なかなか消すことができません。同和地区の名前を並べて表示してあり、うたい文句は「一日も早く解放が求められる地区」と、あたかも部落解放を理由としているかのような巧妙、かつ悪質さです。

差別書き込みは部落のことを隠語で「B」と表現します。中には固有名詞まであげて「あいつは B だ」とか、「あそこはB地区。引っ越すのは、やめたほうがいいよ」「あそのマンションは買わない方がいい」などと書き込まれています。これを私は「デジタル差別」と呼んでいます。昔の差別というのは、面と向かって「お前は何々だね」と賤称語（せんしょうご）を浴びせる。そうすると相手は怒る、悲しい顔をする。そのように相手の顔が見え、相手の痛みや怒りも分かるから、ブレーキにもなりました。ところが、ネット上では匿名で自分の姿を見せずに、電子版の隠れ蓑で攻撃します。相手の痛みが分からないので、どんどん表現は過激になり、拡散していきます。これがネット差別の怖いところです。

○人権意識の 2 極化現象～無関心とアレルギーの実態

さて、様々な人権に関わる市民意識調査を国や各自治体は行っています。そうした意識調査を見ると、日本の人権状況がどうなっているか、非常に特徴的な現象を見ることができます。日本人の人権意識は、確実に、少しずつ向上しています。決して捨てたものではありません。しかし、人権意識の向上が見られる反面、一方では人権問題に対するアレルギーと無関心層が広がっています。私は、これを人権意識の二極化現象と呼んでいます。その無関心とアレルギーをどう解消するかというのが、これからの人権教育啓発の最大の課題です。

なぜ無関心とアレルギーが広がったのか。これについて様々な意識調査を分析してみますと、はっきりとしてきます。まず無関心というのは、自分は人から差別されたこともないし、人を差別する気もない、だから自分にとって人権問題は無関係だという意識です。また、人権問題は、なんとなく難しい響きがする、敷居が高いという意識もあります。アレルギーは、人権、人権とあまり騒がないほうがいい、むしろ、そっとしておけば、そんな差別は自然になくなるという、いわゆる「寝た子を起こすな」論です。これも非常に多い。

さらに、人権を主張する人たちは自分の権利は声高に主張するけれども、他人の迷惑を考えない、権利ばかり主張して義務を果たそうとしないという批判が、非常に高い率で出てきます。同様に、人権を唱える人たちはわがままな面があるという人権わがまま論という見方もあります。

「我々も経済的に苦しいのに、なんで自分たちの税金で特定の人たちを優遇するのか、これはまるで逆差別だ」という、いわゆる「逆差別意識」（ねたみ意識）もあります。特に特措法時代の反動から、その意識が根強く残っています。

また、多少人権問題に関心のある人たちでも、人権問題がバラバラに認識されているので、この問題には関心があるが、あの問題には全く関心がないという、関心のかい離現象が起こっています。

私が学校のPTAの人権研修に招かれて行きますと、役員の方から、「もう同和問題は聞き飽きたから、何か違う話をしてください」と言われます。そこで私は「結構ですよ。何に一番関心がありますか」と聞くと、「いじめの問題」と言います。そこで、いじめの話をします。

ただ、私は、終わりのほうで、必ず「いじめの問題も部落差別の問題も障害者差別の問題も、差別の根っこは同じで、同根異花ですよ」と、付け加えることにしています。いじめを単なる子ども間のトラブル処理という発想で取り組んだら、大きな間違いを起こします。トラブル处理的発想ではなくて、いじめ問題というのは重大な人権侵害であるという基本認識を持って、日常の人権教育の中に、きちんと位置付けないと、根本的解決にはなりません。「いじめをした子どもたちが成長していくと、他の差別を起こすことにもなりますよ」という話を少しだけ付け加えると、お母さん方も真剣になり、納得した顔をされます。」

○様々な人権問題の根っこは一つ～共通の構造に視点

ここで申しあげたいのは、様々な人権問題をバラバラに認識するのではなくて、その根っこは一つであるということ、つまり、根っこの部分は共通の構造を持っており、その共通の構造に視点を据えた新たな人権教育啓発の再構築が必要であるということを私は最近特に強調しています。人権教育啓発の手法は、昔から言われていますが、いろいろな個別問題からアプローチして普遍的な問題に入っていくというやり方と、あるいは普遍的な問題、たとえば世界人権宣言とか、憲法とか、そういう普遍的な原理から入って、同和問題や障害者問題などの個別的な課題に至るという二つのアプローチの方法があります。その双方が相まってこそ、教育啓発の実効性が上がるのですが、残念ながら現実には二つのアプローチの方法がうまくかみ合っていない。難しい個別問題を避け、安易な人権一般論にすり替えられたり、個別問題は狭い個別の枠内だけに終わってしまっています。

そこで、これからの最大の課題は、様々な人権問題の根底に横たわる共通の構造に視点を据えた人権教育啓発の再構築が必要であるということを特に申し上げているわけです。

○人権の今日的課題を考える六つのキーワード

レジュメに、今日の人権問題を紐解く6つのキーワードを挙げています。これについて、それぞれ触れてみたいと思います。

① 弱者が、より弱者を差別する構造

第1のキーワードは、差別の共通の構造として、例えば、いじめも部落差別もそうですが、弱者がより弱者を差別する構造ということです。差別構造というのは、強者が弱者を差別するだけではありません。弱者が、より弱者を差別するという二重構造が一番問題です。封建時代の部落差別も、支配者である武士階級が差別するだけではありません。支配されていた百姓・町人たちも、賤民（せんみん）階層に対して差別しました。

ここで、一つ断っておきますが、かつては、部落の起源について、近世政治起源説というものが主流でした。部落差別というのは、幕府という権力が幕藩体制を固めるため、分裂支配政策として百姓・町人に対し、「上見て暮らすな、下見て暮らせ」と、穢多（えた）非人という賤民階層を踏み台にこしらえたというものでした。しかし、現在では部落史の見直しが進んでいます。徳川幕府を諸悪の根源にした政治起源説だけでは説明が付きません。

明治4年に、いわゆる「解放令」が出て、もう身分制度はなくなったはずなのに、部落差別はなくなりませんでした。戦後、日本は民主国家に生まれ変わり、基本的人権が保障されたにもかかわらず、部落の人々は差別にさらされてきたのです。解放令後も、政治的、経済的、社会的に部落の人々はなお、劣位に置かれました。実態的差別が心理的差別という悪循環を生み続けました。「あそこの子と遊ぶと、伝染病がうつるよ」などと、私が子どものころによく言われたものです。そういう悪循環を断ち切ろうというのが同和対策審議会答申であり、同和対策事業特別措置法だったのです。ところが、そういうことが国をあげて取り組まれてきたにもかかわらず、今なお、部落差別を引きずっているというのは、徳川幕府を諸悪の根源にするだけでは、説明が付かないのです。やはり、人間の「わが内なる差別意識」ということにメスを入れないと、権力者を批判するだけでは問題は片付きません。

今、部落史の研究が進んで、中世起源説とも言えるものが学会の主流になっています。天変地異などの災いは、人間界の穢れから来るものと信じられていました。その穢れを取り去る「キヨメ（清目）」という仕事に就く人たちが出てきて、人の忌み嫌う動物の死体処理、さらには皮革産業などに携わる集団も出てきます。また、犯罪の取り締まりの下働きや処刑役、死体の火葬役などもそうです。蔑視感には、迷信や宗教的な要素もあるでしょう。職業に対する忌避感もあるでしょう。穢れ意識を中心に、様々な要素が複合的に、ないまぜになって生まれたのが部落差別と考えられます。それを幕藩時代に身分制度として固定化しました。そういう意味では、近世政治起源説も決して否定されるものではないです。

実は、土農工商穢多（えた）非人という分類の仕方も間違いです。土農工商などというきちんとした序列があったわけではありません。武士階級の下に百姓・町人をくろめた庶民がいて、その社会の外に、穢多（えた）非人と言われた賤民（せんみん）階層が置かれていたということです。例えば四国の松山藩の有名な道後温泉は、武士や一般の庶民は温

泉に入れましたが、外側に身体を洗った湯が流れる別な湯船があって、そこで牛馬、犬など家畜などをお湯で洗っており、被差別部落の人たちは、そこにしか入れませんでした。人間扱いされなかったのです。

歴史的な話はこれくらいにとどめますが、言わんとすることは、必ずしも強者が弱者を差別するだけではなく、弱者がより弱者を差別するということです。明治4年に解放令が出た後に、西日本地域では、農民を中心に解放令反対一揆が起きました。維新政府の政策に対する不満のほかに、自分たちが最下層にされるのではないか、賤民（せんみん）階層と結婚させられるのではないかという恐れから、一揆が起きました。「穢多（えた）は、そのまま」「解放令反対」といったムシロ旗を掲げ、被差別部落を襲撃したという歴史の悲劇もあります。

② 「つくられた異質性」による差別

第2のキーワードは、「つくられた異質性による差別」ということです。東京で人権国際シンポジウムが開かれました。私もパネリストの一人として参加しました。そこにドイツとオーストラリアの人権学者が参加していました。私は2人の外国人学者が日本の部落問題について、英語でどう説明をするのだろうと、興味深く聞いていました。2人の学者は、同和問題は「同和プロブレム」「部落プロブレム」と直訳し、あとは説明がありません。2人の学者に「なぜですか」と聞きました。2人は言いました。「日本の部落差別ほど外国人に分かりにくい差別はありません」と。さらに続けて、「世界中にいろいろな差別があります。一番多いのが人種差別・民族差別です。また、世界のどこにも、子どものいじめ、女性差別、障害者差別、高齢者差別などもあります。それらに共通するのは、人間の違いを認めず、違いによって人格や国柄までに優劣をつけ、排除の論理に使います。これが世界共通の差別構造です。ところが、日本の部落差別というのは何ですか。封建時代のように身分制度があれば、それなりに大変分かりやすいが、制度はとっくになくなっています。日本は民主国家に生まれ変わり、基本的人権が保障された新しい憲法を持ち、学校では人権教育も行われています。日本人は教養の高い国民です。そんな日本人がいまだに訳の分からない非科学的な部落差別を引きずっているのは、われわれに分かれと言うほうが無理です。ミスター稲積にお尋ねします。ミスター稲積と部落民と言われる人と一体どこがどう違うのですか」と。そう問い返された時に、私は一瞬言葉に詰まりました。2人の学者はさらに言いました。「部落と言っても、科学的に証明する根拠があるのですか。昔から部落と呼ばれた所に生まれ育ったというだけで、まるで人間が違うかのように差別を引きずっているのは、まったく不条理ではないですか。同じ日本人で、同じ肌の色をして、同じ言葉を語り、同じ文化を持つ人たちを、教養高き日本人がいまだに差別しているというのは、われわれ外国人には信じられません」と言ったのです。私は日本人として本当に恥ずかしい思いがしました。

帰ってから、私なりに考えました。そこで行き着いた結論が「つくられた異質性による

差別」ということです。いろいろな違いによって差別が生まれますが、本来、人間の価値に違いはないはずで、民族の違いや年齢の違い、性の違いとか、そういった自然の違い、見た目の違いから生じる差別は、ある意味では分かりやすい。ところが、自然の違いはないのに、差別が生じます。それこそ、人間によってつくられた異質性による差別です。つまり、社会的、経済的、文化的、政治的につくられた異質性による差別。実は、これが差別の本質ではないのかと思います。こう考えると、部落差別は、まさにそうです。ジェンダーと言われる女性差別もそうです。つくられた固定観念による差別です。子どものいじめの問題もそうです。いじめの理由は何でもいいのです。

さて、日本における最初の人権宣言と言われるのは、大正 11 年 3 月 3 日に京都市の岡崎公会堂で開かれた全国水平社創立大会で宣言された水平社宣言です。人権宣言と言えば、フランスの人権宣言、アメリカの独立宣言等が有名ですが、被差別当事者による人権宣言というのは、世界で初めてでした。この水平社創立大会のエピソードを申し上げますと、水平社の名付け親は、阪本清一郎という方です。なぜ水平社と名付けたのかについて、阪本清一郎は言っています。「あらゆる尺度というものは、人間がつくった。その尺度によっていろいろな差が出てくる。絶対に差のできないものが水平だ。平等を表現するのは、水平という言葉以外にない」。さらに、こう続けています。「水平、これは、自然の摂理だ。自然はどうすることも出来ない。しかし人間を差別するということは、自然ではない。自然でないものなら、なくなるときがきつと来るはずだ。人間によってつくられた差別は、人間の力によってなくせないはずはない」。こうした信念と願望が、解放を求めて立ち上がった核心の部分です。これを現代風に言い換えるならば、これが「つくられた異質性による差別」ということになるわけです。つくられた異質性による差別は、私たち自身の努力によってなくせないはずはありません。そこに人権教育啓発の根本的な意味があると思います

③ 人間の尊厳と自尊感情

第 3 のキーワードは、人間の尊厳と自尊感情（自己肯定感）です。人権教育啓発の基本は、自尊感情を育むことだと言われていています。今、子どもたちの間で、「ガイジ発言」というのが問題になっています。ガイジというのは、障害児のことです。元々は障害者差別から来ていますが、何も障害者を対象にするだけではありません。友達がしくじったり、動作が遅いと「お前、ガイジやね」と、からかいます。一種のいじめ用語です。このガイジ発言について、福岡県の教師たちが調べました。20 件のガイジ発言の背景を分析すると、発言をした子どもたちのほとんどは、学習面や、家庭における生活面での課題を抱える子どもたちでした。いわば、自尊感情を持つことのできない子どもたちです。その子たちが自分より少しでも劣っていると思う弱者を攻撃するのです。

現在のいじめは、昔のように、わんぱく小僧が誰でも無差別にいじめる、つまり特定のいじめっ子が不特定多数をいじめるというピラミッド型のいじめの構造と根本的に違いま

す。わんぱく小僧は、そのうちいじめを卒業します。やられる方も自分だけがやられているのではないという一種の救いがあります。ところが、今のいじめは、逆ピラミッド型の構造です。不特定多数が、特定の標的をみんなで寄ってたかっていじめるという構造です。では、なぜ、逆ピラミッド型になったのか。それは子どもたちが本能的に、自分がいじめられないためには多数派であるいじめの側に付くか、見て見ぬふりをする方が自己防衛になるという歪んだ意識です。学校におけるいじめの問題を調査すると、約 7 割が傍観者の態度です。この 7 割の傍観者をどれだけ正義の味方につけるかというのが、いじめ克服の最大のカギです。自分自身に誇りを持てる子どもたち、自分を大切な存在だと感じている子どもたちは、他者を差別したり、いじめたりはしません。

水平社宣言の起草者である西光万吉は、宣言の結びの有名な言葉である「人間に光あれ」について、後に語っています。「平たく言えば、人間に光あれとは、自分自身に惚れることやね」と。自分に誇りを持つこと、これなくして、自らの解放はあり得ないという思いを込めているわけです。今風に言えば、自尊感情ということです。

④ 人権の共存～分かりやすい人権の定義

第 4 のキーワードは、人権の共存ということです。まず人権の定義についてですが、一番分かりやすく簡潔に表現されていると私が思うのは、国の人権擁護推進審議会が平成 11 (1999) 年に出した人権教育啓発に関する答申の中での定義です。「人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利、それが人権である」。そのあとに、「一人一人が自分の人権のみならず、他人の人権についても正しい理解を持つと共に、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、その共存をはかっていくことが重要である」と強調しています。一言で言えば、人権とは人間の幸福追求権であり、それは、人権の共存という理念とセットで捉えるべきであるという指摘です。私なりに、それをさらにシンプルに言うならば、「私もハッピー、あなたもハッピー、それが人権である」と考えています。また別な表現をすれば、人権の共存とは、昔から日本で言われる「お互い様」という価値観ではないかと思えます。

とにかく、あまり人権問題を難しく考えないでほしいのです。明治時代、ヒューマンライツのライツを「権利」と訳しましたが、ライツには、もう一つ、「正しいこと」という意味があります。ヒューマンライツは「人間として正しいこと」、つまり当たり前の道理であるということです。ライツを「権理」と訳した人がいましたが、こう捉えたほうが人権にはふさわしいと思います。

⑤ 百の同情より、正しい一理解

第 5 のキーワードは、同情や、憐みからは、決して人権意識は高まりません。水平社宣言でも言っているように、人間を尊敬するという理念を出発点にしないと、本当の相互理解というものは、ありえないのです。同情は、上から目線です。自分より不幸な人たちに

対しては同情の目を注ぎますが、今まで、うなだれて差別にじっと耐えていた人たちが自らの権利に目覚め、頭を上げて権利を主張し始めると、憐みや同情の眼で見ていた人たちは一夜にして、ねたみ意識・逆差別意識に転化します。

その最たる例が、ハンセン病問題です。熊本地裁で、国の強制隔離政策は憲法違反であるという判決が出され、法的な名誉回復がなされました。そして、熊本県が社会復帰の一環として、元患者さん達を温泉ホテルに招待したところ、そのホテルから宿泊を拒否されました。これがマスコミで大きく報じられると、元患者さんたちに対する、それまでの同情がたちまちやっかみに変わって、元患者さんたちが暮らしている熊本の菊池恵楓園に全国から 300 通を超える誹謗中傷の文書が殺到しました。「お前たちは、何様と思っているのか、われわれの税金でただで治療を受け、飯を食って、あまり世間を騒がせるようなことはやめろ。のぼせるな」といった類のバッシングでした。しかも、差出人は「貧しき一納税者より」「リストラされた労働者より」などと名乗っています。

部落の人々に対しても、そうです。同和対策事業によって、部落の環境改善がなされると、新たなねたみ意識・逆差別意識が噴き出てきました。私は人権という問題は、百の同情より正しい一理解から出発すべきであると、しみじみ思います。

⑥ 風評被害～メディア・リテラシーの重要性

第6のキーワードは、風評被害ということです。東日本大震災に関わる人権侵害でも顕著に現れました。特に福島の人々が避難先で風評による人権侵害に遭いました。1年間で全国の法務局に500件近い人権救済の相談が持ち込まれました。福島から避難した子どもたちが避難先の小中学校で「放射能がうつる」と言われていじめられました。福島ナンバーの車は、ガソリンスタンドで給油を断られ、ホテルの宿泊を拒否されました。風評被害と言えば、大体が農水産物や観光被害という物的な被害が多いのですが、より深刻なのが人権侵害です。風評による人権侵害は、根も葉もない噂によって起こります。

しかも、風評による人権侵害というのは、災害のときだけに起こるものではないのです。これも各種の人権意識調査を見ますと、「あなた方は、人権を侵害されたことがありますか」という質問に「あります」と答えた人に対して、「では、どんな侵害を受けましたか」と、重ねて聞きますと、一番多いのが風評による侵害です。あらぬ噂、陰口、悪口、誹謗中傷による人権侵害が一番多いのです。風評による人権侵害というのは、災害が起きたときだけに起こるものではないのです。私たちは日常の暮らしの中で、自分自身が風評被害と隣り合わせに生きているということを知らなければなりません。そういう、精神風土、意識風土を変えることが人権教育啓発にとっても大事です。風土を変えないと自分自身が被害者にならないという保証はありません。

風評被害というのは、部落差別もそうです。「どこそこを通るときには、交通事故に気を付けなければいけない。あそこで事故でも起こしたら大変面倒なことになるよ」「あのコンビニの駐車場に車を止めるときには、用心しなければいけない、いつ車を傷つけられるか

わからない。あそこは同和地区だから」。私も何度も耳にしてきました。私の知人でも、そんなことを言う人がいます。私は必ず聞き返します。「それは、あなた自身が交通事故や駐車車の被害を経験されたのですか」と言うと、「いや、自分じゃないが、みんながそう言っている」と判で押したような答えが返ります。「みんながそう言っている」ということほど、あいまいにして罪深いものはありません。つまり、自分は何も体験していないが、皆が言っているから、と風評をあたかも事実であるかのように、したり顔でばらまいています。

風評被害を防ぐためには、第1に、科学的認識を持つこと。第2は、偏見や固定観念を抱かないこと。第3は、自分で確かめもせずに風評を鵜呑みにしないこと。第4は、面白がって付和雷同する無責任さに気づくこと。第5に、風評の被害者になる人たちの気持ちになって考えてみる。こうした意識と態度を身につけることが、これからの人権教育啓発の中で大切な課題です。

メディア・リテラシーということが最近よく言われますが、メディア・リテラシーのメディアはなにもマスコミではありません。ロコミもメディアに入ります。風評もメディア・リテラシーの対象です。ロコミも含めて、メディアを主体的に読み解く力を身につけることは、これからの人権教育啓発で重要な要素になると思います。

えせ同和行為の問題にしてもそうです。これも私が体験した例です。東京で、人権シンポジウムが開かれ、私はコーディネーターを務めました。パネリストに著名なタレントの方で、子どもの人権や女性の人権について、テレビにもよく出て高まいたご意見を述べられ、著作もあります。その方が昼食時に、こんな発言をされました。いわく「稲積さん、同和问题ってまだ本当にあるのですか。同和问题というのは、同和、同和と騒いで、自分に得になる人たちのために存在する問題ではありませんか」と。人権問題に大変詳しい方が同和问题になると、そういう偏見をお持ちであることに愕然とさせられました。

おそらくこの方は、同和问题というのは、えせ同和行為を念頭に置いて、そんなイメージを抱かれたのではないかと思いました。東京生まれの東京育ち、外国生活も長い方で、現実に被差別部落のことはご存知ないし、何か風評や知識の中で、そのように認識されていたのでしょうか。ですから、私は、その方に申し上げました。「ここで私がご説明するよりも、ご講演で福岡にお見えになるときに、私がお食事でも一席設けて、そこに運動団体関係者ではない、名もない部落の青年を2、3人、同席させますから、あなたの目と、あなたの耳で、部落差別の問題を確かめてください」と、お願いしました。その約束は果たされていません。

○えせ同和、正体見たり枯れ尾花

えせ同和行為ほど、同和问题の認識を誤らせているものはありません。私は、企業のえせ同和行為対策セミナーにも招かれて参りますが、えせ同和行為を克服する最大のカギは、同和问题に対する科学的認識を持つことに尽きる、といつも申し上げるのです。

私はこんな下手な川柳を詠みました。「えせ同和、正体見たり、枯れ尾花」。えせ同和の正体は、枯れすすきということです。怖い怖いと思っていると、風になびく枯れすすきさえ幽霊に見えます。正体が分かれば、怖くありません。えせ同和なんて、そんなものです。同和問題に対する無知や同和は怖いという偏見があるから、それに便乗して、付け込まれるわけです。

企業の方々にもお願いしています。企業が、えせ同和行為に毅然として対処する姿勢を持つことは、企業が果たすべき社会的責任の一つです。えせ同和行為ほど、同和問題の解決を歪めるものはなく、そして最大の被害者は差別に耐え、真面目に暮らしている被差別部落の民衆です。そういう意味で、えせ同和行為を許すことは、部落差別に加担すると同じことだと認識してほしいのです。

○寝た子を起こすな論の実体

先ほど、寝た子を起こすな論ということを申しましたが、実は、本当に正しく寝ている人は、起こす必要はありません。そのまま、安らかにお眠りください。子育てを例にとりますと、わかりやすい。寝相の悪い赤ちゃんをそのまま寝せていたら、首を寝違えたり、おねしょしたり、頭のかっこうが悪くなったりします。ですから、寝相の悪い子は、一度起こしてでも、正しく寝かせつけることがお母さん方の子育ての基本であると言われます。間違った理解のまま寝ている人たちは、放っておいたら、それこそ自分の首を寝違えることになります。本当は、寝ているように見えるのは建前だけで、本音はどっこい起きています。同和問題ほど建前と本音のかい離している問題はありません。建前ではきれいごとを言っても、こと自分の問題に関わると、寝たふりをしている本音が、たちまち頭をもたげます。この寝たふりをしている本音をどう正すかということが、人権教育啓発の目的であろうと思います。

同和対策審議会答申でも、寝た子を起こすな論と宿命論の誤りを明確に指摘しています。

○「人権行政」とは何か

私は、人権行政というものは、何か特別な範ちゅうがあると思っていません。行政それ自体が人権尊重を基軸にした、人権行政であると思うのです。人が真ん中です。人権尊重に関係のない行政施策というものは、本来ありえないと考えます。ですから、普通の行政と別なところに人権行政というものが存在するわけではありません。これは企業についても言えます。企業のCSRという取り組みは、経営理念、日常の企業活動そのものが社会的責任を果たすということです。公務員についてSRの原則は、公人として、行政マンとして、組織の社会的責任を果たすということに他ならないと私は思います。そういう意味から言えば、人権行政というものは、行政総体として取り組むべきものでしょう。

私が自治体の方々に申し上げている人権行政の5原則とは、

- ① 人権尊重は、すべての地域住民が人間らしく心豊かに暮らせるまちづくりの基礎。その意味で、地方自治そのものの課題であるという基本認識を持つこと。
- ② あらゆる行政施策は、人権尊重を基軸に推進すること。
- ③ 縦割りでなく、行政総体の取り組みであること。そのため、行政トップの資質と責任がとりわけ重要であること。
- ④ 市民が主役であるとの認識で、市民参画と協働の推進を図ること。
- ⑤ 情報公開と説明責任に耐え得る開かれた行政であること。

これからの同和問題解決への行政の方向性は、これまでの同和問題解決への取り組みを、あらゆる人権問題の解決へつなげていく。同時にあらゆる人権問題を解決する中で、同和問題の解決を図っていく創造的な取り組みに発展させることが望まれます。

○21世紀は「人権の世紀」の意味

「21世紀は、人権の世紀」と言われます。行政の方々もその言葉をよく使いますが、どこからきているのかと申しますと、この人権の世紀ということ公文書で初めて使ったのが平成8年の地対協意見具申の基本認識でした。ちょうど21世紀を目前にした時期でした。そこで、私どもは議論に議論を重ね、むしろ、青臭いと言われる議論でも真剣にやろうじゃないか、と委員の間で語り合いました。

地対協意見具申では、「人類は20世紀に、二度の世界大戦の惨禍を経験し、『平和のないところに人権は存在しえない』『人権のないところに平和は存在しえない』という大きな教訓を得た。今や人権の尊重が平和の基礎であるということが、世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は人権の世紀と言えよう」と記述したのです。人々の平和な暮らしを脅かすものは、戦争だけではありません。差別、虐待、暴力、貧困、無知など日常的なものもあります。その意味からも、人権尊重こそが平和の基礎であると言えましょう。

これをもって、私の拙い話を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

(註) 本稿は、講義内容をそのまま掲載すると長文になるため、要旨を掲載しています。